

社協あつぎ

発行 社会福祉法人
厚木市社会福祉協議会
〒243-0018 厚木市中町1-4-1
保健福祉センター内
電話 046-225-2947 (代表)
FAX 046-225-3036
soumu@shakyo-atsugi-kanagawa.jp
https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市民の皆さまの参加と協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とする、民間の福祉団体です。

地域福祉の応援団になっていただけませんか？

令和5年度 賛助会員募集

皆さまからの賛助会費が地域福祉を支えています

居場所づくり



本会では、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進めるため、市民の皆さまに「賛助会員」になっていただき、その会費を財源として、さまざまな地域福祉活動に取り組んでいます。
今年度も、7月1日～12月15日を賛助会員加入期間として募集を行いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

福祉有償運送



子育てサロン

各種ボランティア講座



同行援護従業者養成研修

賛助会員会費を
活用している
主な事業を
紹介します！



一般家庭：1口 500円 自治会にご協力いただき、募集します。
法人：1口 1,000円 本会より直接ご案内し、募集します。
(3口以上のご協力をお願いします)

【令和4年度 賛助会員会費実績額 17,594,251円】



地域福祉推進委員会の活動支援

各地区で自治会長や民生委員・児童委員、ボランティアなどが中心となって活動している「地域福祉推進委員会」では、身近な場所で参加しやすい「居場所づくり」「健康づくり」「ミニデイサービス」「子育てサロン」などのイベントを企画・開催しています。また、見守り活動等を行い、地域の福祉を支えています。

本会では、全地区に担当職員を配置し、地域全体で生活課題を解決できる仕組みづくりや、住民同士が助け合い、支え合える地域づくりに取り組んでいます。

ボランティアセンターの運営

各種ボランティア養成講座の開催、ボランティア団体の支援、ボランティアの依頼・派遣などの相談、ボランティア活動保険の窓口の役割を担っています。

福祉人材育成

同行援護従業者（視覚障がい者のガイドヘルパー）養成研修を実施しています。

在宅援護事業

福祉有償運送事業「ひばり号」の運行、有料在宅援護事業「あつぎしあわせライフサービス」の提供を行っています。

次のような事業も
実施しています！



厚木市権利擁護支援センター あゆさぽ

高齢や障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守る成年後見制度の推進

日常生活自立支援事業 「あんしんセンター」

日常的金銭管理サービス、福祉サービスの利用援助、書類等預かりサービス

居宅介護・同行援護事業

障害者総合支援法による身体介助、家事援助、視覚障がい者の同行援護

令和5年度 重点事業・予算

「地域共生社会」の実現に向けた、第6次地域福祉活動計画の最終年度にあたることから、住民、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉関係団体等とより緊密に連携し、計画の総仕上げに取り組みます。

断らない相談から地域づくりへ

「福祉まるごと相談」体制による 相談・支援の実施

全職員が相談の窓口となって福祉に関するあらゆる相談を受け付け、生活課題を抱えた人に寄り添い、課題解決を支援します。

また、一人一人への支援を積み重ね、地域づくりと連動した取り組みを進めます。

支え合いの仕組みをつくる

地域支え合い活動の推進

地域福祉推進委員会や第2層生活支援体制整備協議体※と連携しながら、住民同士が支え合うことができる仕組みづくりや居場所づくりを支援し、より地域に根差した活動を積極的に展開します。

※ 地域包括支援センターの圏域ごとに設置され、地域住民や関係者が集まって情報共有や話し合いをする場。

安心して暮らす権利を守る

権利擁護の推進

成年後見制度がより身近なものとなり、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、制度の理解促進に取り組むとともに、関係機関と連携を図り、本人を中心とした「チーム支援」に取り組みます。

また、法人後見に関する研修や市民後見人候補登録者の研修を実施し、地域での支え合いを促進していきます。

地域福祉の担い手を育成

多様なボランティア活動の推進

地域福祉を継続的に推進していくためには、地域福祉活動の担い手の養成と活動の活性化が不可欠です。

このため、ボランティアセンターによる情報の集約と発信、新たなボランティアの発掘や地域ボランティアの養成等に取り組んでいきます。

収入

(単位:千円)

勘定科目	予算	説明
会費収入	19,695	・市民や事業所など皆さまからの会費
寄付金収入	2,000	・善意銀行、ふれあい基金寄付金
経常経費補助金収入	136,520	・厚木市補助金及び交付金 ・共同募金配分金
受託金収入	36,614	・厚木市及び神奈川県社協受託金
貸付事業収入	3,500	・緊急援護資金償還金
事業収入	3,118	・あつぎしあわせライフサービスや「ひばり号」の利用料、講座参加費、広報紙広告料等
障害福祉サービス等事業収入	15,122	・介護給付費等
公益事業収入	3,820	・喫茶及び売店事業
収益事業収入	5,453	・自動販売機設置事業
受取利息配当金収入	85	・ふれあい基金の預金利息等
その他の収入	135	・コピー機使用料等
借入金	1,000	・厚木市からの借入金
積立預金取崩収入	26,775	・積立金の取崩
前期末支払資金残高	748	・公益事業繰越金
合計	254,585	

支出

(単位:千円)

サービス区分	予算	主な事業内容
法人運営事業	129,250	・理事会、評議員会等の開催 ・厚木市社会福祉大会の共催 ・地域福祉コーディネーター経費 ・事務局の管理、運営等
住民福祉活動推進事業	38,151	・地域福祉推進委員会事業費交付金等
福祉活動推進事業	4,229	・福祉団体等に対する活動支援等
共同募金配分金事業	1,921	・料理教室などの実施 ・地域活動支援センターへの助成等
ボランティアセンター活動事業	8,293	・ボランティアセンターの管理、運営 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティア団体等への助成 ・災害ボランティア支援体制の強化 ・福祉教育推進事業の実施等
資金貸付事業	9,179	・緊急援護資金の貸付 ・生活福祉資金の申込受付事務等
在宅援護等事業	1,832	・あつぎしあわせライフサービスの実施 ・災害見舞金の支給 ・「ひばり号」の運行
権利擁護支援事業	27,528	・成年後見制度に係る相談支援 ・終活相談 ・高齢者、障がい者への虐待に関する相談 ・市民後見人の育成等
日常生活自立支援事業	9,913	・日常的な金銭管理サービスの実施 ・書類等預りサービスの実施 ・福祉サービスの利用援助
居宅介護事業	320	・障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの実施
同行援護事業	14,729	・障害者総合支援法に基づく同行援護サービスの実施
喫茶事業	4,423	・障がい者の就労の場の確保として、「喫茶どんぐり」の運営
売店事業	4,346	・障がい者の就労の場の確保として、「売店どんぐり」の運営
自動販売機設置事業	471	・各施設利用者の利便性の向上を図るとともに、自主財源確保のため自動販売機を設置
合計	254,585	

事業計画書及び収支予算、第6次地域福祉活動計画は、本会ホームページでご覧いただけます。



厚木社協 検索

←日々の活動はフェイスブックで!



ご協力
お願いします!

皆さまからのご意見をもとに、
より安心して暮らせる地域づくりへ

第7次地域福祉活動計画策定のためのアンケート

- アンケート対象者：厚木市在住の方
- 回答期限：令和5年6月30日(金) 17時

二次元コードを読み込んで、簡単回答!

3分程度で回答できます! ぜひご協力ください。

<https://forms.gle/L6LLhwdKbJHu9rgTA>



皆さまの善意 ありがとうございます

2月23日から5月19日までに善意銀行・ふれあい基金へ寄付金を寄せられた方々です。(敬称略・順不同)



玉川地区地域福祉推進委員会	10,000円
神奈川県トラック協議会・厚木	142,239円
マルハン厚木北店	82,912円
マルハン厚木店	84,195円
村上 つや子	10,000円
厚木市舞踊協会	15,470円
南毛利中学校第5回(昭和27年度)卒業生 桐友会	40,000円

広告

みらくる保育園

みらいを創る
子どもたちを
育む

〒243-0218
厚木市飯山南
1-31-17
TEL: 046-270-3888
FAX: 046-270-3338



笑顔に始まり 笑顔で終わる

- ◎介護老人福祉施設
- ◎ケアハウス(軽費老人ホーム)
- ◎居宅介護支援センター
- ◎荻野地域包括支援センター
- ・通所介護(デイサービス)
- ◎えまーぶる
- ・訪問介護(ホームヘルパー)
- ・デイサービス
- ・短期入所生活介護
- ・居宅介護支援
- ◎ケアプランセンターけいわ

神奈川県指定 介護保険サービス提供事業所

社会福祉法人 敬和会

けいわ荘

ケアハウス えがりて

厚木市下荻野2117-2
☎ 046-241-7771
FAX 046-242-6947



お 知 ら せ

かながわ交通遺児等援護基金

神奈川県社会福祉協議会へ県民の皆さまや企業・団体から寄せられた寄付金及び本会に神奈川県トラック協議会・厚木から寄せられた寄付金をもとに、交通事故等により保護者が死亡または重度障害を負った世帯の20歳未満の子(登録時)の支援を行っています。支援金の給付には、登録が必要です。支援の内容等や条件についてはお問い合わせください。

問合せ 神奈川県社会福祉協議会 交通遺児等援護基金担当 ☎ 045-312-4813・045-312-4815

令和4年度 赤い羽根共同募金 実績報告

昨年10月1日から本年3月31日まで、全国一斉に展開された赤い羽根共同募金運動にご協力いただきました皆さま、また募金活動にご尽力を賜りました多くの関係者の方々に心からお礼申し上げます。募金額が確定しましたので、ご報告します。

Table with 2 columns: Category (戸別募金, 法人募金, etc.) and Amount (10,756,310円, 1,850,446円, etc.)



募 集

同行援護従業者養成研修 (一般課程・応用課程)

視覚障がい者の日常生活の活動範囲を広げ、社会参加をサポートするため、外出時の移動支援に必要な知識・技能等の専門知識を身につける研修です。

- 対象 市内在住または在勤・在学中、全カリキュラムを受講できる方 20人
日時 10月13日(金)、16日(月)、20日(金)、23日(月)、27日(金)
場所 厚木市保健福祉センター 4階
受講料 14,000円(初日に徴収)

申込方法

9月22日(金)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・事業所等でのガイドヘルパー活動の有無を記入)または二次元コードからお申込みください。

申込先 援護係 ☎ 225-2947 FAX 225-3036



厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ 成年後見制度普及啓発講座 「やさしい成年後見」

「親が認知症になり、銀行で成年後見制度の案内をされた。」「独居で頼れる人がいないため、任意後見制度を考えている。」などの相談が寄せられています。本講座は入門編として、実際に後見業務に携わっている専門職が成年後見制度について分かりやすくお伝えします。

- 対象 市内在住または在勤の方 35人(先着順)
日時 8月1日(火)14時~16時
場所 アミューあつぎ6階 ルーム610
講師 特定行政書士:千代川浩子氏
参加費 無料

申込方法

6月15日(木)から7月25日(火)までに電話、FAX、メール(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレスを記入)または二次元コードからお申込みください。

申込先 厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ ☎ 225-2939 FAX 225-3021
メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp



赤い羽根共同募金ボランティア講座

赤い羽根共同募金がどのように使われているのか、ご存知ですか?活用方法や募金の種類について学んだ後、10月の第1週に実施する街頭募金にボランティアとして協力していただきます。

- 対象 市内在住の小学生とその保護者10組20人
日時 8月4日(金)10時30分~11時30分
場所 厚木市保健福祉センター 4階
内容 赤い羽根共同募金について(歴史、使われ方など)
参加費 無料

申込方法

7月14日(金)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入)または二次元コードから、保護者経由でお申込みください。

申込先 ボランティアセンター ☎ 225-2789 FAX 222-7440



親子手話教室

手話は聞こえない人にとっての大切なことばです。親子で楽しく手話を学んで話をしましょう。

- 対象 市内在住の小学生とその保護者10組20人
日時 7月26日(水)~28日(金)全3回
場所 厚木市保健福祉センター 4階
内容 日常で使うことのできる簡単な手話の学習等
参加費 無料

申込方法

7月11日(火)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入)または二次元コードからお申込みください。

申込先 ボランティアセンター ☎ 225-2789 FAX 222-7440
主催 厚木市手話サークルあゆの会



音声訳ボランティア養成講座

視覚に障がいのある方々に音声による情報提供を行うために、必要な音声訳の基礎知識と技術を学びます。

- 対象 市内在住の65歳までの方で、受講後ボランティア活動のできる方 15人
日時 事前説明会 9月22日(金)10時~正午
基礎講座 9月29日~11月24日の毎週金曜日 全8回 10時~正午
応用講座 1月12日~3月8日の毎週金曜日 全8回 10時~正午

場所 厚木市保健福祉センター 4階
参加費 1,100円(テキスト代)

申込方法

7月31日(月)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入)または二次元コードからお申込みください。

申込先 ボランティアセンター ☎ 225-2789 FAX 222-7440
主催 厚木市録音赤十字奉仕団



シニア世代の料理教室

調理をしながら正しい食生活のあり方について楽しく学ぶ教室です。

- 対象 市内在住で、65歳以上の男性 12人
日時 ① 7月14日(金)10時~13時30分
② 9月15日(金)10時~13時30分
場所 アミューあつぎ 6階 キッキングスタジオ
講師 厚木市食生活改善推進団体「厚味会」
参加費 1,000円(当日徴収)

申込方法

①は、6月23日(金)まで、②は、8月25日(金)までに電話、FAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入)または二次元コードからお申込みください。

申込先 援護係 ☎ 225-2947 FAX 225-3036



※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、内容変更または中止する場合があります。

広告

社会福祉法人康仁会 特別養護老人ホーム はなの家とむろ 全室個室ユニット
●入所96名 ●ショート10名 ●デイ20名
はなのいえとむろ で検索
〒243-0031 厚木市戸室5-9-15 ☎046-225-8787

「行きたい時に行きたいところへ!」
NPO法人を立ち上げて21年、車両を用い通院や外出でお困りの方を支援いたします。
特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ キャリージョイ
厚木市恩名1-16-68-101 ☎046-294-4350
運転メンバーを募集しています!

地域福祉 コーディネーター を紹介します

福祉に関する
お困りごとがあれば、
各地区の担当者へ！

本会では、市内公民館単位の全15地区に「地域福祉コーディネーター」を配置し、生活上の悩みや困りごとを抱える方に対して、地域の皆さんや関係機関と協働・連携しながら、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう活動しています。
また、生活課題を抱える一人一人への支援を地域づくりにつなげ、地域課題を捉えて解決していく新たな仕組みも推進していきます。



担当職員	担当地区
青柳 (あおやぎ)	玉川地区、南毛利南地区
檀山 (かじやま)	依知南地区、相川地区
石田 (いしだ)	厚木南地区、小鮎地区
太田 (おおた)	睦合南地区、南毛利地区
甲斐田 (かいだ)	依知北地区、森の里地区

上記担当者の連絡先は、☎ 225-2949

担当職員	担当地区
小又 (おまた)	厚木北地区、緑ヶ丘地区
上野 (うえの)	睦合西地区、南毛利地区
谷津 (やつ)	睦合北地区、荻野地区

上記担当者の連絡先は、☎ 225-2789

福祉まるごと相談

市民の皆さまが日常生活で感じたさまざまな悩み、お困り事等を相談できる窓口です。窓口・電話のどちらでも受け付けておりますので、まずはお気軽にご相談ください。

相談日 平日8時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く）
場 所 厚木市保健福祉センター 5階
問合せ 総務係・援護係 ☎ 225-2947 / 地域福祉係 ☎ 225-2949

車いすの貸出

通院や外出、急なケガなどで一時的に車いすが必要となった市内在住の方に対して、2ヶ月間車いすを無料でお貸しします。

問合せ 援護係 ☎ 225-2947

福祉教育推進事業

本会では全世代を対象として、体験型福祉教育の講師派遣や物品貸出など、福祉の学びを支援する取組を行っています。現在、6つのメニューを取り扱っています。

- ① 高齢者擬似体験講座
- ② 車いす体験講座
- ③ 手話体験講座
- ④ 点字体験講座
- ⑤ 視覚障がい者の誘導体験講座
- ⑥ 認知症サポーター養成講座

毎年、市内小・中学校を主として多くの申込みをいただいております。昨年は81件の福祉教育を行いました。詳細や体験等の申込については下記までご連絡ください。

問合せ ボランティアセンター ☎ 225-2789

あおぞら会 活動紹介

市内の小・中学生等を対象に、①高齢者擬似体験講座、②車いす体験講座の指導を行っているボランティア団体です。

平成15年に結成されて以来、次世代を担う子ども達に、高齢者や障がい者への理解を深めてもらいたいとの思いで日々活動しています。実際に、この体験がきっかけとなり福祉の道に進む人もいますなど、大変やりがいを感じています。

あおぞら会では会員を募集しています。子ども達との楽しいふれあひもあります。

興味のある方は大歓迎ですので、ボランティアセンターまでご連絡をお願いします。



厚木市権利擁護支援センター

あゆさぽ

☎ 225-2939 FAX 225-3021
メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp
受付 平日 8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)



成年後見相談

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関することなど、専門職が相談をお受けします。

対 象 市内在住または在勤・在学の方
※成年後見制度利用対象者が市内在住の場合も可。

◇ 弁護士による相談
相談日 毎月第3木曜日 13時～14時

◇ 司法書士による相談
相談日 毎月第2・第3水曜日
13時～16時（1人1時間）

終活相談

自分らしい人生の最期を迎える準備について心配はありませんか。司法書士が相談をお受けします。

対 象 市内在住の方
相談日 毎月第2・第3火曜日
13時～15時（1人1時間）

相談内容
・遺言
・遺産相続
・財産管理
・家族信託等



高齢者・障がい者の虐待通報

高齢者・障がい者の虐待に関する通報・届け出を受け付けし、関係機関と連携して適切に対応します。

成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などによって一人で決めることに不安や心配がある人の、いろいろな契約や手続き、お金の管理についてお手伝いをする制度です。

※上記相談については、予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。